

第14回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委 員 出 欠 表

第14回定例会 令和6年5月30日

開会 13時30分 閉会 14時40分

出席委員
(23名)

会長 依田 繁二	会長代理 船田 寿夫
1 小野澤 文利	14 柳澤 大作
2 笹平 民男	15 上原 真由美
3 檜原 龍太郎	16 北沢 秀則
5 小野 高男	17 武舎 和久
6 杉田 修司	18 山田 貴司
7 小宮山 信幸	推進 上原 敦夫
8 保科 正行	推進 五十嵐 秀人
10 井出 藤男	推進 伊藤 茂
11 田口 千秋	推進 白石 文生
12 比田井 尚良	推進 大塚 和信
13 田中 章	

議事録署名委員
出席職員
(7名)

13 田中 章	14 柳澤 大作
農業委員会事務局	
事務局長	重田 雄一
事務局次長	小林 誠司
事務局	佐藤 一弥
事務局	黒澤 しほ
事務局	鈴木 優
事務局	堀 涼佳
事務局	小林 千恵美

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第3号 農用地利用集積計画について

第2回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

事務局 皆さん、こんにちは。それでは第14回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。開会につきまして船田代理の方からお願いします。

船田代理 田植えを始め、春の農作業が大変お忙しい中お集まりをいただきまして、大変ご苦勞様です。ただいまより第14回定例総会並びに全員協議会を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、依田会長からご挨拶をいただきまして、その後、議事録署名の指名及び議事進行につきまして会長からお願いします。

会長 皆さん改めましてこんにちは。10日の霜ではブドウ等の被害が少なくて済んだという感じがしますが、自然災害ができるだけ少なくなってくればいいと感じる今日この頃です。5月は各組織委員会の総会がありました。たまたま19市の農業委員会協議会通常総会が塩尻市であり、塩尻市のブドウ産地は全国でも有名ですが、被害はなかったという話を聞いてきました。JA佐久浅間とJA信州うえだの総代会があり私と代理で出席しました。市町村農業委員会会長・事務局長合同会議があり、これからの農業の問題点等を含めた課題を事務局と一緒に農業委員に対する事項について、説明と会合がありました。各総会で一番問題になりますのは、遊休農地、荒廃農地の話が必ず出ているわけですが、最終的には、農業委員に課せられた地域計画についてです。県はできるだけ早期な集約と、一旦仕上げてもらいたいという言い方ですが、色塗りは、その都度変えてもいいという話がありました。最後にアレチウリ駆除研修会ですが、私を含め3人の方が出席しました。出席された皆さん、大変お忙しい中ありがとうございました。以上、5月の運営委員会関係を主体にした会議等の経過のお話をさせていただきました。

それではただいまから定例総会に入ります。本日の議事録署名は13番の田中委員と14番の柳澤委員にお願いします。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は4件の案件があります。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

3-1 ○○番、図面は1ページをご覧ください。○○から○○メートルほど東にある農地です。譲渡人は○○の○○、譲受人は○○の方です。譲渡人は、○○の規模縮小に伴い譲り渡したいとのことで

す。譲受人は、経営規模を拡大したいとのことです。現在、クリタケを栽培しており、許可後も引き継ぐ形で栽培していくとのことです。譲渡人と譲受人は〇〇で、栽培方法については、教わりながら農業をしていくとのことです。また、譲受人農地に隣接しており問題ないと判断しました。

3-2 〇〇番、図面は2ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど北にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により土地を取得しましたが、管理が困難な為、譲り渡したいとのことです。譲受人は、経営規模を拡大したいとのことです。現在、栗の木が2本植わっている状況で、北側の一部荒れている部分については、伐採伐根のうえクルミを10本ほど植えたいとのことです。譲受人農地と隣接しており問題ないと判断しました。

3-3 〇〇番他〇〇筆、図面は3ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど北にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は、譲受人から経営規模を拡大したいとの話があり譲り渡すものです。譲受人は、経営規模を拡大したいとのことです。現在、リンゴ、クルミが栽培されており、許可後も引き継ぐ形で栽培していくとのことです。また、譲受人自宅から徒歩〇〇分で問題ないと判断しました。

3-4 〇〇番、図面は4ページをご覧ください。〇〇から〇〇メートルほど南にある農地です。譲渡人は〇〇の方、譲受人は〇〇の方です。譲渡人は相続により土地を取得しましたが、管理が困難な為、譲り渡したいとのことです。譲受人は農地を譲り受け、ジャガイモ等を栽培したいとのことです。現在は、少し荒れている状況ですが、草かき、鎌等で農地への復旧は容易な状況です。自宅から車で〇〇分なので問題ないと判断しました。

議長（会長）

ありがとうございました。それでは、番号1の案件につきまして田中委員より説明をお願いします。

田中委員

よろしく申し上げます。場所は先ほど事務局から説明がありましたとおり、〇〇から約〇〇メートル南東の農地であります。譲渡人は、〇〇で代表は〇〇さんです。譲受人の〇〇と〇〇関係になります。現在、代表の〇〇につきましては、〇〇を中心にお米、野菜を中心とした経営を行っていますが、経営に携わる職員も大分〇〇になったので、規模を縮小したいということです。そんな考えから元の所有者に譲渡するようになりました。譲受人の〇〇ですが、以前〇〇に居住していましたが、現在は〇〇で居住していきまして、職業は〇〇をしております。〇〇年に

〇〇の〇〇へ〇〇設立にあたり、農地を売却したわけですが、〇〇の方から〇〇規模を縮小したいということの申し出があり、今回農地を買い戻すことにしました。また隣接する農地につきましては、牧草地となっていて、〇〇に貸し付けをしています。買い戻した農地につきましては周辺が木に覆われていて、キノコ栽培をしていきたいということです。現地を確認しましたが、土地の形状、木々の状況から見まして、キノコ栽培に適していると思われます。草も刈ってあり、綺麗になっておりました。問題ないと思いますので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、それぞれご意見ご質問のある方は挙手の上発言をお願いします。よろしいですか。ないようですので採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号2の案件につきまして伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 お願いします。ここを買う方は、〇〇をされている〇〇です。地図は2ページですが、〇〇の入り口左側付近です。持ち主の〇〇は〇〇の方で、こちらに来て耕作ができないということで、その隣に土地を持っている〇〇が買い取って耕作をするということです。この方はリンゴ等いろいろ作っていますが、荒れている部分については伐採伐根し、クルミを植えてやっていきたいということです。特別問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。それでは、質疑に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、それぞれご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入りたいと思います。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号3の案件ですが、続けて伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 お願いします。この土地を買われる〇〇は〇〇の方で、〇〇から土地を買って欲しいと言われていました。畑を〇〇人の方に委託してリンゴ、クルミを作っていただいています、買った後はその方と一緒に耕

作していくということです。耕作する機械もある程度揃っているので、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまの説明でそれぞれ農業をする対応はできているようですので、番号3の案件につきまして、それぞれご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入りたいと思います。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、番号4の案件ですが五十嵐委員より説明をお願いします。

五十嵐委員

譲受人の〇〇と譲渡人の〇〇は〇〇の関係です。今回の土地は、〇〇の脇から上っていく道になり、耕地整理されている水田の周辺になります。譲り受ける〇〇はお勤めをされている方であり、農業経験はありません。農機具等もお持ちではなくて、いかななものかということで現状を確認しましたところ、今は草が生えていますが去年までは草が刈られて管理がされている農地でした。面積も家庭菜園として使うには手頃な大きさであり、農業経験がなくても鍬、草かきを持っていればやれるレベルの農地であり、農地としては非常にいいところにあるというふうに感じました。ただ、周りの多くは住宅で壁際ですが日当たりもよくて、素人さんが作ってもジャガイモぐらいはできるかなというところで、大丈夫かなと思っています。取り付け道路も広い道路が取り付いており、この住宅の方に入ってくる道も市の道路が入っていますので、車で行くにも問題はないというふうに思います。このまま放置すると、耕作がなかなかできないようなものになっていくのを考えますと、今回、〇〇代半ばの〇〇は素人さんですがやりたいという意思を出していますので、この際任せても問題はないというふうに考えております。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいま詳細に渡ってご説明をいただきました。番号4の案件につきまして、それぞれご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。私としては、これからも受け入れる人が受け入れ面積がゼロという方もかなり増えてくると思います。この法改正の関係もありますので、現場確認等はできるだけ細かく見ていただければありがたいという感じはします。よろしくお願いします。ないようですので採決に入りたいと思います。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請について1件案件がありますので、事務局より説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてです。
5-1 ○○番、所有権移転です。資料は5ページ、6ページをご覧ください。場所は○○の○○にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は○○、譲渡人は○○の方です。譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭なため実家に隣接する申請地を譲り受け住宅とするもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、集落に接続しているため転用はやむを得ないと判断しました。

議長（会長） ありがとうございます。それでは番号1の案件につきまして小野澤委員より説明をお願いします。

小野澤委員 それでは説明いたします。お手元の資料でいきますと、5ページ、6ページの図面をご参照いただきたいと思います。場所は○○の東側で、○○の○○の信号を北に上り○○メートルぐらいの場所に位置する農地です。譲渡人は○○の○○、譲受人は○○の○○です。○○は現在、借家住まいということであり、この夏に子供も増えアパートが手狭になるということです。父母の居住する土地がこのすぐ近くにあり、今回、申請農地を購入しまして住宅を建設するという案件です。隣接する畑の所有者が○○名いますが、説明をしまして同意を得ています。上下水道につきましても、接続可能ですので特段問題はないかと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。番号1の案件につきまして、それぞれご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。ないようですので採決に入りたいと思います。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) ありがとうございます。全員賛成と認め、決定いたします。続きまして、第3号議案、農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農用地利用集積計画5月分について説明します。資料の3ページが通常の利用権設定です。7件、26筆、合計30,278平

方メートルです。資料の４ページが所有権移転です。２件、３筆、合計３，６２２平方メートルです。資料の５ページから６ページが中間管理機構を使った利用権移転です。１６件、２４筆、合計２７，４４５平方メートルです。資料の７ページから８ページが中間管理機構を使った利用権設定です。１６件、３３筆、合計４８，３８４平方メートルです。全体の合計は４１件、８６筆、１０９，７２９平方メートルです。

議長（会長） ありがとうございました。それではご意見ご質問のある方は、挙手の上発言をお願いします。

五十嵐委員 ○○の水田ですが、設定条件の○○年○○月というのは、○○年○○ヶ月という解釈でよろしいですか。

事務局 はい。○○年○○ヶ月という申請が出てきていまして、理由としては、○○月末での終期になりますと、○○と○○の都合がつきにくいということで、○○月で継続期間を終了して○○月○○日からの始期に切り換えていきたいという希望がありましたので、○○年○○月というような書き方になっています。

五十嵐委員 はい。了解しました。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので採決に入りたいと思います。第３号議案、農用地利用集積計画につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手） ありがとうございました。全員賛成と認め、決定といたします。次に、第２回農業経営改善計画認定審査会に入ります。今回は２件の案件が出ていますので事務局より説明をします。

事務局 農業経営改善計画の審査について、今月は更新１件、新規１件の２件申請がありました。

認定農業者の更新申請からご説明します。○○です。住所は○○番地です。営農類型は、単一経営で果樹類、リンゴとなります。目標も同様です。現状、年間所得は○○円、目標は○○円、年間労働時間は、現状○○時間、目標は○○時間です。主たる従事者の人数は○○人です。生産について、リンゴと水稻を栽培しています。目標としては、リンゴの作付け面積を増やし生産量を増やしていきたいとのことです。（２）農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業については加工品売り上げ

があり、目標に向けて売り上げを増やしていく予定です。リンゴジュースを加工品として販売しています。(3) 農用地及び農業生産施設については、農用地が〇〇アール程度あり、目標は〇〇アールです。農業生産施設については、目標までに選果場を〇〇棟確保する予定です。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、慣行のわい化栽培から高密植栽培へ変更し生産量を増やしていく予定です。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について、会計ソフトを導入し業務の効率化を図るとともに新興リンゴの品種を栽培し付加価値の高い品種を出荷したいとのことです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について、人手不足が課題となっているため、ハローワーク・デイワークを利用して人手を確保するとともに農業体験を通して農業に興味がある人に声をかけ将来的には人材確保につなげていきたいとのことです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置については、現在手作業で選果の作業をしているため人手が必要になっています。選果機を導入し作業時間の削減を図っていき作業内容を明確化し将来的には農福連携を検討し、地域に根差した農家を目指します。経営の構成、雇用者は記載のとおりです。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画については、リンゴ選果機、フォークリフト等を導入予定です。

〇〇です。認定農業者の新規申請となります。住所は、〇〇番地です。営農類型は、単一経営でワイン用ブドウ、目標も同様です。現状年間所得は〇〇円、目標は〇〇円、年間労働時間は〇〇時間で目標も同様です。主たる従事者の人数は〇〇人です。生産については、ワイン用ブドウを栽培しています。目標としては、ワイン用ブドウの作付け面積、生産量を増やしていきます。(2) 農畜産物の加工・販売その他の関連・付帯事業については、ワイン販売、加工品販売それぞれの売り上げを増やしていくとのことです。(3) 農用地及び農業生産施設については、経営面積が〇〇アールで目標は〇〇アールとなっています。農業生産施設は、目標までにワイナリーを設置したいとのことです。生産方式の合理化に関する現状と目標・措置については、現状SS・乗用モア各〇〇台を導入して作業効率を図っていますが、目標に向けて小型バックホー、運搬車などを導入しさらなる生産の効率化を図っていく予定です。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置については、新たな販路開拓、マーケティングの強化ということで現状試飲イベントの参加や販路の開拓を行っていますが、目標に向けて試飲イベントの参加回数の増加、ファンミーティング実施により販路開拓を行っていくとのことです。農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置については、現状単発的なボランティア募集のみのため目標に向けて社員、アルバイトの確保するためワインアカデミーの関係者等に声をかけていきます。その他の農

業経営の改善に関する現状と目標・措置については、ブランド力強化、製造委託費圧縮のためのワイナリー建設のため目標までにワイナリー建設を検討していくとのことです。経営の構成は、(1) 構成員・役員は記載のとおりです。雇用者は常時雇用・臨時雇用がそれぞれ〇〇人ですが、目標に向け常時雇用〇〇人、臨時雇用を〇〇人確保していきます。生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、記載のとおりとなります。次のページは、収支計画となります。ご確認ください。

議長（会長） ありがとうございました。それでは番号1の案件から、伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 〇〇の〇〇が、長い間、果樹園をやられていて地方にも販売しています。綺麗に整備されて、大事に育てています。わい化栽培から高密植栽培にし、生産力を上げていくという感じです。

議長（会長） ありがとうございました。番号1の案件につきまして、ご質問ありませんか。

保科委員 (1) 生産の面積と(3) 農用地及び農業生産施設の面積が合っていないが。

議長（会長） 事務局よりお願いします。

事務局 ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標の(1) 生産の面積と、(3) 農用地及び農業生産施設の面積についてですが、(3) 農用地及び農業生産施設についての面積は現在〇〇が確保している農地面積となります。(1) 生産の面積は実際に耕作をする部分の面積になります。確保した農地が耕作面積を上回っており、面積が足りてないということではないので問題ないと思います。

議長（会長） よろしいですか。

保科委員 はい。

議長（会長） 他にありませんか。ないようですので、番号2の案件につきまして、続けて伊藤委員より説明をお願いします。

伊藤委員 説明します。〇〇は〇〇の近くに家を借りて、そこで生活しながら

休耕地を綺麗にして、ワインを植えてやっています。地域の方たちにな
り溶け込んでいます。間違いないと思いますので、よろしくお願いし
ます。

議長（会長）

ありがとうございました。番号２の案件につきまして、ご質問あり
ませんか。ないようですので、第２回農業経営改善計画認定審査会を終
了とさせていただきます。

本日の提案事項につきましては全案終了とさせていただきます。あり
がとうございました。

事録署名人_____

(※直筆をお願いします)